

敦賀市における児童等に対する必要な支援を行う体制

低

子どもへ及ぼすリスクの程度

高

子育て世代包括支援センター（子育て相談・支援窓口）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠、出産、育児に関する相談、情報提供、助言、保健指導
 - ・関係機関との連絡調整 ・支援プランの策定

健康センター はぴふる（健康推進課）

役割分担

連携・協働

子育て総合支援センター（利用者支援窓口「ほほえみ」）

情報共有し、子どもの発達段階や

家庭の状況等に応じて支援を継続実施

子ども家庭総合支援拠点（児童家庭課 子ども家庭相談室）

- 子ども家庭支援全般に係る業務
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
- 関係機関との連絡調整
- その他の必要な支援

支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

敦賀市要保護児童対策地域協議会

関係機関が情報を共有し、連携して対応

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
 - 主担当機関が中心となって、支援方針、計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理、評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

民生委員・児童委員、児童養護施設、保育所・幼稚園、学校・教育委員会、警察署、児童相談所、医師会 等
25の機関・団体で構成

〔敦賀市連携部署〕
市民協働課、地域福祉課、健康推進課
子育て総合支援センター
学校教育課、ハートフル・スクール
少年愛護センター

役割分担

連携・協働

敦賀児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等